

平塚市監査委員	高梨 秀美
同	井澤 郁人
同	片倉 章博
同	金子 修一

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和2年度の財務監査

都市整備部 建築住宅課  
土木部 土木総務課  
社会教育部 社会教育課、博物館

#### 2 監査の実施期間

令和3年4月13日から5月31日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務  
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

#### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

## 都市整備部

### (1) 建築住宅課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

#### ○ 指摘事項

契約事務については、OA 機器関係委託料において、契約書に定めた業務履行開始前に必要とされる受注者が市に対して行う業務責任者の通知が確認できなかったため、平塚市契約規則等に則り、契約書記載事項等を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。

また、契約事務に係る指摘が続いていることから、契約内容を着実に履行されるよう併せて指導を徹底されたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

## 土木部

### (1) 土木総務課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
測量標識（四等三角点）	良好に管理されていた。

## 社会教育部

### (1) 社会教育課

ア 財務に関する事務の執行について、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚市埋蔵文化財調査事務所 城島分室	外壁にひび、塗装はがれあり。 天井板の一部外れ。

ウ その他

#### ○ 要望事項

埋蔵文化財は市民共有の財産であり、その出土遺物等の保管について、事業の特性上対象は増加傾向にあり、市としても苦慮していることは承知している。

しかしながら、保管場所等には限りがあり、平塚市公共施設等総合管理計画において新たな機能を持った施設は、原則として建設しないとしていることから、関係法令の趣旨を踏まえ、将来を見据え効率的かつ効果的な保管方法や、整理（処分を含む）の在り方について、公共施設の有効活用の視点も含めた実現可能な最善策を早急に検討されたい。

### (2) 博物館

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務については、随意契約によりリーフレットを追加印刷した際、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったので、平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
博物館	良好に管理されていた。

以 上